低炭素建築物 認定申請書作成の手引き

発行　　一般社団法人　住宅性能評価・表示協会

目　次

１章　低炭素建築物新築等計画の認定の手続及び申請図書等 ―――― 1
１．認定手続の流れ
２．申請の単位について
３．基準の適用
４．申請の一般的な流れ

２章　認定基準の概要 ―――― 16

３章　認定申請書・設計内容説明書の記入例１（一戸建ての住宅用）―――― 30
１．認定申請書（規則様式第五）
２．設計内容説明書（参考様式 1）

４章　認定申請書・設計内容説明書の記入例２（共同住宅等用）―――― 66
１．認定申請書（規則様式第五）
２．設計内容説明書（参考様式 1）

５章　認定申請書・設計内容説明書の記入例３（非住宅用）―――― 94
１．認定申請書（規則様式第五）
２．設計内容説明書（参考様式 1）

６章　認定申請書・設計内容説明書の記入例４（住宅部分を含む複合建築物用）―――― 111
１．認定申請書（規則様式第五）
２．設計内容説明書（参考様式 1）

７章　変更認定申請書・その他の書類の記入例 ―――― 123
１．変更認定申請書（規則様式第七）
２．その他の書類

＜参考＞ ―――― 133
〇低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（審査機関用）の様式
〇審査機関が交付する「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」の様式

１章．低炭素建築物新築等計画認定の手続及び申請図書等

１章．低炭素建築物新築等計画の認定の手続及び申請図書等

１．認定手続の流れ

低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素建築物認定」という。）を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第５３条に基づき、認定対象建築物の所在地を所管する所管行政庁に、添付図書を添えて申請書を提出することが求められるが、認定の対象としては建築物全体、住戸のみ、建築物全体と住戸の両方とに分かれる為、必要に応じた申請方法を選択することとなる。**なお、市街化区域等（都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第４条第２項に規定する都市計画区域にあっては、同法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている土地の区域。））内の計画のみ認定可能**となるため申請にあたっては注意が必要となる。

所管行政庁は申請者から申請があった場合は速やかに認定審査を行うこととなるが、申請者は低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下表に定める機関（以下「審査機関」という。）等に依頼することが可能な場合がある。この場合、所管行政庁に認定申請する前に審査機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合することを証する「適合証」の交付を受け、所管行政庁に提出することとなる。

対象建築物		審査機関
(1)	住宅のみの用途に供する建築物	・登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
(2)	非住宅のみの用途に供する建築物	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
(3)	住宅用途、非住宅用途が混在する建築物	・住宅部分：登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 ・非住宅部分：登録建築物エネルギー消費性能判定機関

※　上表において「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。

※　上表において、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条（平成 27 年法律第 53 号）に規定する機関をいう。

※　上記各機関の業務範囲で、実施可能な建築物の範囲に限る。

※　上記各機関は、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものが想定される。

また、法第５４条第２項に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定申請とともに、建築確認審査の申し出を併せて行うこともできる。この場合は、認定申請を行う際に建築確認の申請書を併せて提出しなければならない。

なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされることとなっており、当該認定が取り消しをされると、建築確認済証

の交付があったとみなされなくなる。また、容積率の緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合、政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないことができる。（低炭素化に資する設備に係る床面積について対象とし、他の設備と明確に区画された部分の床面積（専用室に設置する場合は当該室全体の面積）について、当該認定建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる。））を受けようとする場合には、当該認定を受けることができないと建築確認審査での容積率の緩和が認められなくなるため注意が必要である。

さらに、認定を受けた建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける必要がある場合には、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。

ただし、いずれの場合においても、当該認定が取り消されると、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされなくなるので注意が必要である。

■手続の流れ

※審査機関による技術的審査の手続の詳細は審査機関受付窓口にて確認のこと。
また、技術的審査の活用に先立って、各所管行政庁における技術的審査の取り扱いを確認のこと。「一般社団法人　住宅性能評価・表示協会」のホームページにて上記内容の確認が可能となる。

２．申請の単位について

認定の対象は建築物全体、共同住宅は共用部分を含む建築物全体、複合建築物の場合には、建築物全体の申請、住宅部分の申請、非住宅部分の申請のいずれかを若しくは全てを選択することとなる。

なお、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の場合であって、認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸については、様式の一部の面（認定申請書の第三面）をまとめて記載して申請することができる。

３．基準の適用

適合すべき基準については、申請の単位に応じて下図に示す通りⅠ~Ⅳに分けられる。

一戸建ての住宅の認定においては（基準適合判断Ⅰ）、一次エネルギー消費量及び外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

共同住宅等の場合（基準適合判断Ⅱ）、一次エネルギー消費量については各住戸及び共用部分の設計値が、各住戸及び共用部分における基準値の合計以下となること、また、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

住宅部分を含む複合建築物の場合（基準適合判断Ⅲ）、一次エネルギー消費量については、住宅部分、非住宅部分のそれぞれが基準に適合していること、また各住戸及び共用部分、非住宅部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部分、非住宅部分における基準値の合計以下となること、また、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となること、かつその他の基準について住宅部分及び非住宅部分のそれぞれが適合することが求められる。

非住宅のみでの認定の場合（基準適合判断Ⅳ）、一次エネルギー消費量について各~~室~~用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

■申請の別に応じた基準適用フロー（令和 4 年 10 月 01 日以降の新築）

【基準適合判断Ⅰ】

○一戸建ての住宅

適合判断

・一次エネルギー消費量について、
誘導設計値　≦　誘導基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること

・外皮性能について、
U_A値設計値　≦　U_A値強化外皮基準値　かつ
η_{AC}値設計値　≦　η_{AC}値強化外皮基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること

・その他の低炭素化に資する措置について適合すること。
うち再生可能エネルギー利用設備を含めた一次エネルギー消費量は、
低炭素化促進設計値　≦　低炭素化促進基準値　を満たすこと

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅等・複合建築物の住宅部分

適合判断

・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
Σ（各住戸誘導設計値）　の合計　　Σ（各住戸誘導基準値）　の合計、
＋　　≦　　＋
Σ（共用部誘導設計値）　の合計　　Σ（共用部誘導基準値）　の合計

又は、

誘導仕様基準に適合していること　かつ
Σ（共用部誘導設計値）　の合計　≦Σ（共用部誘導基準値）　の合計

・各住戸における外皮性能について、
U_A値設計値　≦　U_A値強化外皮基準値　かつ
η_{AC}値設計値　≦　η_{AC}値強化外皮基準値、

又は、誘導仕様基準に適合していること

・住棟全体で、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断Ⅲ】

○複合建築物

適合判断

・認定対象建築物について（イ）かつ（ハ）又は（ロ）かつ（ハ）に適合すること。

（イ）

・非住宅部分の一次エネルギー消費量

Σ(非住宅の誘導設計値)の合計 ≦ Σ(非住宅誘導基準値)の合計、
又は　誘導 BEIm ≦ 誘導 BEIm の基準値

・住宅部分の一次エネルギー消費量

Σ(各住戸誘導設計値)　の合計 ＋ Σ(共用部誘導設計値)　の合計 ≦ Σ(各住戸誘導基準値)　の合計 ＋ Σ(共用部誘導基準値)　の合計、
又は
誘導仕様基準に適合していること　かつ
Σ(共用部誘導設計値)　の合計 ≦ Σ(共用部誘導基準値)　の合計

注　非住宅において、２以上の用途に供する場合の誘導基準値は、各用途の誘導基準一次エネルギー消費量の合計の値とする。

（ロ）

Σ(非住宅誘導設計値)　の合計 ＋ Σ(各住戸誘導設計値)　の合計 ＋ Σ(共用部誘導設計値)　の合計 ≦ Σ(非住宅誘導基準値)　の合計 ＋ Σ(各住戸誘導基準値)　の合計 ＋ Σ(共用部誘導基準値)　の合計

注　住宅部分（各住戸および住宅共用部の誘導設計一次エネルギー消費量の合計）と、非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量がそれぞれ誘導基準値以下であることが前提となる。

（ハ）

・非住宅部分の外皮性能について、
外皮性能設計値（PAL*）　≦　外皮性能基準値（PAL*）、
又は　BPIm　≦　1.0

・各住戸における外皮性能について、
U_A値設計値　≦　U_A値強化外皮基準値　かつ
η_{AC}値設計値　≦　η_{AC}値強化外皮基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること

・住宅部分、非住宅部分、それぞれに対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅建築物・複合建築物の非住宅部分

適合判断

・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、

Σ(非住宅誘導設計値)　の合計　≦　Σ(非住宅誘導基準値)　の合計　又は

誘導 BEIm　≦　誘導 BEIm の基準値

注　非住宅において、２以上の用途に供する場合の誘導基準値は、各用途の誘導基準一次エネルギー消費量の合計値とする。

・外皮性能について

外皮性能設計値（PAL*）　≦　外皮性能基準値（PAL*）　又は

BPIm　≦　1.0

・建築物全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

■住宅部分を含む複合建築物の場合

４. 申請の一般的な流れ

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。
〇番号は、「２．申請手続に係る図書等」における〇番号と対応している。

※建築主事は、建築主事及び建築副主事を示す。以下同じ。

（１）申請手続に係る図書等

低炭素建築物認定では、当該計画に係る建築物を着工する前に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定められた申請書及びに必要な添付図書（正本及び副本）を添えて所管行政庁に提出しなければならない。当該計画に係る建築物を着工するのは認定申請受付後になる。ただし、認定申請した計画が認定基準に適合しなければ、着工後に認定を受けることができない。

なお、低炭素建築物認定の申請を行う時に、併せて当該住宅の建築確認審査の申し出を行うことができるが、この場合、建築基準法に基づき、建築確認申請に必要な図書を同時に提出しなければならない。

①認定申請書（規則様式第五）

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

ａ．第一面　申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、申請の対象となる範囲等についての記載欄が設けられている。

ｂ．第二面　低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物省エネ法第 11 条第 1 項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ記載する。

建築主、代理人、及び設計者等について記載欄が設けられている。

ｃ．第三面　建築しようとする建築物の位置、構造等や規模に関する事項、建築物用途等についての記載欄が設けられている。

ｄ．第四面　共同住宅等又は複合建築物（複合建築物の非住宅部分の認定を除く。）に係る申請を行う場合に必要なもので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項についての記載欄が設けられている。

ｅ．第五面　低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画、工事の着手及び完了の予定時期についての記載欄が設けられている。

②添付図書

添付図書の種類及び明示すべき内容は以下のとおり。

申請には表１及び表２に掲げる図書が必要となるが、認定の申請を行う建築物に住戸が含まれる場合においての当該住戸及び一戸建ての住宅については、表１及び表３に掲げる図書が必要となる。（建築物省エネ法第 11 条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の添付図書については、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

なお、変更申請の場合は、対象となる建築物の認定通知書またはその写しが必要となる。また、その場合の添付図書については、変更に係るもののみの提出でよい。

ａ．設計内容説明書（参考様式１参照）

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

設計内容確認欄は審査を行う者が活用する。

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

ｂ．各種図面・計算書

認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおりに設計されていることを確認するための書類。（一次エネルギー消費量の計算書、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率、ＰＡＬ*計算表、低炭素化に資する建築物（所管行政庁が認めるもの）を証明する書類等）

ｃ．その他必要な書類等（所管行政庁が必要と認める図書）

審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）

ｄ．建築確認に関する申請図書

法第５４条第２項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

表１

図書の種類		明示すべき事項
ａ）設計内容説明書		建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
ｂ）各種図面・計算書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。） の位置
		建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）
	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法
		低炭素化設備の種別
		低炭素化措置の内容
	各階平面図	縮尺及び方位

		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺
		外壁及び開口部の位置
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置
	断面図又は矩計図	縮尺
		建築物の高さ
		外壁及び屋根の構造
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出
		小屋裏の構造
		各階の天井の高さ及び構造
		床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺
		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	低炭素化措置が法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類	低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項

表２

図書の種類			明示すべき事項
ｂ）各種図面・計	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数

算書		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
			節湯器具の種別及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
			給湯設備の位置
			配管に講じた保温のための措置
			節湯器具の位置
		昇降機	縮尺
			位置
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺
			位置
	制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法

		照明設備	照明設備の制御方法
		給湯設備	給湯設備の制御方法
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法

表３

図書の種類			明示すべき事項
ｂ）各種図面・計算書	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			節湯器具の種別、位置及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

※表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。

③不認定通知書

認定しない旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

申請図書等の不備を認めた場合、また、審査により認定基準への不適合（法第 54 条第 2 項の申し出をした場合は建築基準関係規定への不適合を含む。）が認められた場合等において、所管行政庁から通知される。

④認定通知書

審査の結果、認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

⑤計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式 5 参照）

法第 56 条に基づく報告を所管行政庁から求められた場合に提出する書類。添付する書類としては、原則として、建築士による工事監理報告書などが考えられるが、これにより難い場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

⑥変更認定申請書（規則様式第七）

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請のための書類。

既に認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定計画」という）に記載された内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）に申請者が作成し、所管行政庁に提出する。認定計画には、認定申請書、添付図書の他、法第 54 条第 2 項に基づき建築確認申請を行う場合には確認の申請書も含まれる。

計画の変更申請にあたっては、規則第七号様式を用いる。同様式には申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日、変更の概要についての記載欄が設けられる。

⑦変更認定の通知書（規則様式第八）

審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請書の副本及びその添付図書を添えて通知される。

⑧計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書（参考様式　参照）

認定計画に基づく建築等を取りやめる旨を申し出るための書類。

所管行政庁は、認定建築主から認定計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出があった場合は計画の認定を取り消すことができる。

⑨認定取消通知書

認定を取り消すことを決定した旨を所管行政庁が申請者に対して通知する書類。

認定建築主が所管行政庁の改善命令に違反した場合や⑧の申出があった場合で、認定を取り消すことが決定された場合、所管行政庁から通知される。

⑩名義変更届出書（参考様式 6 参照）

認定建築主が計画に基づく建築物を譲受人に譲り渡した場合に、譲渡人又は譲受人に、単独で又は共同して当該建築物の名義を変更した旨を報告するための書類（参考様式６参照）。所管行政庁は認定建築主より受けることになる。なお、この場合において、建築物の名義は計画に含まれないことから、計画の変更認定は必要ないこととなる。

２章．認定基準の概要

２章．認定基準（法第５４条第１項第一号の基準）の概要

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

【解説】

法第５４条第１項第一号に係る具体的な認定基準は、

① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超えること

② 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合すること

の２つの基準により構成されているが、前者については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準、つまり通常の省エネ基準で定める性能を超えることを求めている。

後者の、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（低炭素誘導基準）は、「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号）において定めており、具体的な内容は以下の通りとなっている。

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

【解説】

令和４年１０月１日の低炭素誘導基準の改正の施行により、一戸建ての住宅及び共同住宅等にあっては「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（平成２８年経済産業省・国土交通省令第 1 号）（「基準省令」という。）第１０条第二号、複合建築物にあっては基準省令第１０条第三号に基づき、強化外皮基準(非住宅用途は従前と変更無し。)に適合することが必要となった。

なお、外皮性能を示す指標については、これまで通り非住宅用途に関しては地域の区分や物性値等の計算条件を住宅と統一した外皮基準 PAL*（パルスター）、住宅用途については外皮平均熱貫流率（UA 値）及び冷房期の平均日射取得率（ηAC）を用いることとなるが、住宅用途に関しては令和４年１０月に誘導仕様基準が設けられたことを受け、当該仕様基準を活用することも可能となっている。

非住宅用途に係る「PAL*」基準では、建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては、建築物の用途を適切に判断することが必要となる。

上記外皮性能に関する計算方法等は、建築物省エネ法と同一となっているので、詳細は建築物省エネ法に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

一次エネルギー消費量に関する基準

【解説】
省エネ基準における当該指標の性能水準は、外皮性能と同様に、基準省令第１０条に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準を準用する。

具体的な性能レベルとしては、基準で定めるその他エネルギー消費量を除き、住宅用途では省エネ基準で定めている基準一次エネルギー消費量と比べ２０％、非住宅用途では非住宅部分の事務所等、学校等、工場等にあっては４０％、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等にあっては３０％を減ずることが必要となる。
また、ここでの一次エネルギー消費量の算定にあたっては、太陽光発電によるエネルギー削減量を計算に含めることはできず、エネルギー効率化設備のうちコージェネレーション設備によるエネルギー消費量の削減量のみが考慮できることとなるため、併せて注意が必要となる。

建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

次の第１又は第２に定める基準のいずれかに適合すること。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第５３条第１項の規定による認定の申請をしようとする建築物が複合建築物全体である場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ第１又は第２に定める基準のいずれかに適合すること。

第１　次の１及び２に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第１又は２に定める基準に適合すること。

１　非住宅建築物及び共同住宅等　次の（１）及び（２）に適合するものであること。

（１）再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギーとして永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備（以下第１において「再生可能エネルギー利用設備」という。）が設けられていること。

－略－

２　一戸建ての住宅　次の（１）及び（２）に適合するものであること。

（１）１（１）及び（２）に掲げる基準に適合すること

（２）低炭素化促進設計一次エネルギー消費量（イに定める方法により算出した数値をいう。）が、低炭素化促進基準一次エネルギー消費量（ロに定める方法により算出した数値をいう。）を超えないこと。

イ　低炭素化促進設計一次エネルギー消費量の算出方法

法第５３条第１項の規定による認定の申請をしようとする住宅（以下第１において「認定申請住宅」という。）の低炭素化促進設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

E_T＝（E_H＋E_C＋E_V＋E_L＋E_W－E_S －E_R＋E_M）× 10^{-3}

この式において E_T 、E_H 、E_C、E_V、 E_L、E_W、E_S、E_R 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　：低炭素化促進設計一次エネルギー消費量（単位１年につきギガジュール）

E_H　：基準省令第４条第１項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_C　：基準省令第４条第１項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_V　：基準省令第４条第１項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位１年につきメガジュール）

E_L　：基準省令第４条第１項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_W　：基準省令第４条第１項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_S　：基準省令第１３条第１項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　１年につきメガジュール）

E_R　：再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成２８年国土交通省告示２６５号）の規定により基準省令第４条第１項の設計一次エネルギー消費量の算出で勘案したものを除く。）（単位　１年につきメガジュール）

E_M ：基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

ロ　低炭素化促進基準一次エネルギー消費量の算出方法

認定申請住宅の低炭素化促進基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

Es_T＝（Es_H＋Es_C＋Es_V＋Es_L＋Es_W）×0.5＋E_M）× 10-3

この式において、Es_T、Es_H、Es_C、Es_V、Es_1、、Es_W 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Es_T ：低炭素化促進基準一次エネルギー消費量（単位１年につきギガジュール）

Es_H ：基準省令第５条第１項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SC} ：基準省令第５条第１項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SV} ：基準省令第５条第１項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SL} ：基準省令第５条第１項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SW} ：基準省令第５条第１項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{M} ：基準省令第５条第１項のその他一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

【解説】

一戸建ての住宅にあっては、次の①②に該当すること。共同住宅等、複合建築物及び非住宅建築物にあっては、①に該当することが必要となる。

① 再生可能エネルギー利用設備を導入すること。

下表に示す再生可能エネルギー源を利用するための設備（以下本マニュアルにおいて「再生可能エネルギー利用設備」という。）を導入すること。ただし、一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにおいて、全ての設備がエネルギー削減効果を計算上見込める訳ではないため注意が必要となる。なお、複合建築物においては、住宅部分と非住宅部分の両方おいて、再生可能エネルギー利用設備が導入されている必要がある。

また、再生可能エネルギー利用設備は、建築物に設置されていること、又は接続されているもの（ただし敷地内に設置されるものに限る）とし、いわゆるオフサイトは認めないものとする（全量を売電するものも排除しない）。

表２－１－１　再生可能エネルギー利用設備

再生可能エネルギー利用設備	エネルギー削減効果の反映の可否
太陽光発電設備	○
風力・水力・バイオマス等の発電設備	－
太陽熱・地中熱利用設備	○
大気熱を利用したヒートポンプ	－
薪・ペレットストーブ等の熱利用	○
※大気熱を利用したヒートポンプ設備は、再生可能エネルギー利用設備には該当しない。	

② 基準で定めるエネルギー削減量に適合すること

一戸建ての住宅においては、低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基

準一次エネルギー消費量を超えないことが必要となる。

ここでの算定に際しては、誘導基準への適合確認と異なり、再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備等）による削減量も含めることが可能である。

また、表２－１－１に記載する再生可能エネルギー利用設備による一次エネルギー消費量削減効果の算出が行える場合、当該一次エネルギー削減量を自家消費、全量あるいは一部を販売する等の別に関わらず、すべてを設計一次エネルギー消費量から減ずることができる。

２　次のイからリまでに掲げる項目のうち、いずれかの項目に適合すること。

イ　節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

（イ）設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

① JIS A 5207 で規定する節水形大便器の認証を受けたもの。ただし、「節水 I 形大便器」の場合は、フラッシュバルブ式の大便器に限る。

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、JIS A 5207 で規定する「洗浄水量」が 6.5 リットル以下でかつ JIS A 5207 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。又はフラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207 で規定する「洗浄水量」が 8.5 リットル以下でかつ JIS A 5207 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。

住戸の認定の場合は住戸内に設置する便器の半数以上、共同住宅等の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば非住宅部分において一項目適合となる。

（ロ）設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

① 以下に掲げる水栓のうち、財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得したもの。
節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓（サーモスタット式）、湯水混合水栓（シングルレバー式）、時間止め水栓、定量止め水栓、自閉水栓、自動水栓（自己発電機構付，AC100V タイプ）、手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、以下に掲げる水栓。

イ）節水が図れるコマを内蔵する節水コマ内蔵水栓であって、普通コマに対する吐水量が、水圧 0.1MPa において、ハンドル 120°開時、20～70%以下で、且つ、ハンドル全開時は 70%以上であるもの。又は、JIS B 2061 に規定する「節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能」に適合するもの。

ロ）流量制限部品（定流量弁、圧力調整弁等）を内蔵する水栓であって、ハンドル全開時、水圧 0.1～0.7MPa において、適正吐水流量が８L/分以下であるもの。

ハ）節水の図れる吐水形態（泡沫，シャワー等）を採用する水栓であって、通常吐水に対する吐水量が、水圧 0.1～0.7MPa において、ハンドル全開時、20%以上の削減効果があること。

ニ）JIS B 2061 「給水栓」の定義によるサーモスタット湯水混合水栓であって、２ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の自動温度調整性能」に適合するもの。

ホ）JIS B 2061 「給水栓」の定義によるシングル湯水混合水栓であって、２ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の水栓の構造」に適合するもの。

ヘ）設定した時間に達すると自動的に止水する機構を有する時間止め水栓であって、次の性能を有するもの。

｜（設定時間 － 実時間）／ 設定時間｜≦ 0.05

ト）設定した量を吐水すると自動的に停止する機構を有する定量止め水栓であって、JIS B 2061 に規定する「給水栓の定量止水性能」に適合するもの。

チ）レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水し、止水までの吐水量が調節できる機構を有するもの。

リ）手をかざして自動吐水し、手を離すと自動で 2 秒以内に止水する機構を有する自動水栓であって、水圧 0.1～0.7MPa において、吐水量が 5L/分以下であるもの。

ヌ）シャワーヘッド又は水栓本体に設置もしくは使用者の操作範囲に設置されたタッチスイッチ、開閉ボタン、センサー等での操作又は遠隔操作により、手元又は足元で一時的に止水、吐水の切り替えができる構造を有するもの。

共同住宅等の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する水栓総数（住宅については台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する水栓総数（台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する水栓総数の半数以上が節水に資する水栓であれば非住宅部分において一項目適合となる。

（ハ）定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

【解説】

一戸建ての住宅及び共同住宅等における、定置型（ビルトイン型）で給湯設備に接続されている電気食器洗い機であること。

共同住宅等の認定の場合は、総住戸数の半数以上（共用部に設置したものは除く。）に上記の電気食器洗い機が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

ロ　雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。

【解説】

雨水及び雑排水においては、容量が 80 リットル以上の貯水槽を設置し、取水場所又は集水場所から貯水槽まで、及び貯水槽から利用場所までの間、建築基準法第 2 条 3 号に定める建築設備としての配管が接続されていること。

井戸水においては、井戸等から井戸水を取水する設備を有し、利用可能な状態であること。

配置図等において、雨水等を利用するため、雨樋などに接続した貯水タンクの位置の確認ができることが必要となる。使用場所、配管経路等を図面等に明示することが必要である。

ハ　エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

（イ）ＨＥＭＳ（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）を設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

【解説】

次の①から④までのすべてに該当するＨＥＭＳが、共同住宅等の認定の場合は総住戸の半数以上に、設置されていることが必要となる。住戸を含む建築物の認定の場合はＨＥＭＳが総住戸の半数以上又は住宅部分に棟としてＢＥＭＳを設置されていることが必要となる。

① 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が 30 分以内であること。

② 住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができること。

③ ＨＥＭＳ機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。

・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 時間以内の場合は、1 ヶ月以上

・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 日以内の場合は、13 か月以上

④ ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅによる電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。

（ロ）ＢＥＭＳ（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）を設置すること。

【解説】

次の①から④までのすべてに該当するＢＥＭＳが、共同住宅等の住棟の認定の場合は棟として設置され、住戸を含む建築物の認定の場合は非住宅部分に棟として設置されていることが必要となる。

① 建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、ＢＥＭＳ機器により電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30 分以内であること。

② 電力使用量等の計測データを表示することができること。

③　計測データについて、13 か月以上の保存及び閲覧ができること。
④　電気空調の on/off 並びに設定変更、及び照明の調光並びに on/off 等の制御を行う機能を有すること。

二　太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

【解説】

「都市の低炭素化の促進に関する法律」や基本方針の趣旨を踏まえ、省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進は重要である。太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池を設置についても、その一つとして付加的に評価し、災害等の停電時の非常時電源、かつ将来の分散型エネルギーマネジメントにおいて自立的運用が可能な蓄電池を評価する。「太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）であること」のうち、「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。蓄電池の種類としては、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池等がある。

申請に際しては、発電場所、蓄電池設置場所、配線経路等を図面に明示することが必要である。また、共同住宅等及び複合建築物の認定の場合は、総住戸の半数以上又は共用部（総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。）に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

ホ　ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。 （イ）敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合を 10%以上とすること。

【解説】

(1) 次式で算出される緑化等面積率が 10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。
緑化施設の緑化面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

緑化等面積率＝緑化面積／敷地面積×100

緑化面積とは、緑化施設の水平投影面積を合計したものとする。緑化施設とは以下に示すものであり、緑化施設は当該建築物の空地、その他の屋外に設けられるものに限り、建築物の内部空間に設けられたものは含まない。

【緑化施設】

・樹木
・花壇、その他これに類するもの
・棚もの
・園路、土留その他の施設
・地被植物
・プランタ、コンテナ等
・水流、池、その他これらに類するもの

緑化施設の水平投影面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下にその概要を示す。

＜樹木の水平投影面積（樹冠面積）＞

次に示す①~③の算出方法のうち、いずれかの方法に従って算出する。

①樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計する。ただし、樹冠が重なる場合は重複して計上することはできない。なお、樹冠投影面積は植栽時の実際の水平投影面積とする。

②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木の樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積を合計する。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合や地被植物等と重なる部分については、重複して計上することはできない。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
4.0m以上	2.1m
2.5m以上 4.0m未満	1.6m
1.0m以上 2.5m未満	1.1m

※この算出方法は、樹木の樹高が 1m以上のものに限る。

③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができる。

満たすべき植栽密度：$A \leqq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$

A：当該部分の水平投影面積（㎡）

T_1：高さ 4m 以上の樹木の本数

T_2：高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数

T_3：高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数

T_4：高さ 1m 未満の樹木の本数

※樹木の高さは植栽時のものとする。

＜地被植物の水平投影面積＞

地被植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

＜花壇、その他これに類するものの水平投影面積＞

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

＜プランタ・コンテナ等の水平投影面積＞

プランタやコンテナ等の容量が概ね 100 リットル以上の場合に算出する。算出方法は、植栽が樹木の場合は前述した樹木の水平投影面積の算出方法②に、地被植物の場合は前述した地被植物の水平投影面積の算出方法に準ずるものとする。

＜棚ものの水平投影面積＞

植物が成長時に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

＜水流、池、その他これらに類するものの水平投影面積＞

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについての水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

＜園路、土留その他の施設＞

園路、土留その他の施設の水平投影面積とする。ただし、樹木、地被植物、花壇、その他これに類するもの、水流、池、その他これらに類するものを合計した面積の４分の１を超えない範囲とする。また、これらの水平投影面積と重複して計上することはできない。

なお、当該項目に係る用語を次の通り定義する。

樹　　木：地上部の一部が木質化している植物。

地被植物：シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。

花　　壇：草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切を設けたりしたもの。年間を通じて適宜植え替えなどを行うことにより、概ね６ヶ月以上植物が植栽された状態にあるものを言う。

棚 も の ：フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚上に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。

水流、池　：樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。

園路、土留、その他の施設：

園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場等が含まれる。

植栽基盤：樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壌等のこと。プランタやコンテナ等の容器に土壌等を入れたものは、安定的に設置するもの（容量が概ね 100 リットル以上）を対象とする。

樹　　冠：樹木の上部についている枝と葉の集まり。

樹冠投影面積：樹木が生長した時点を想定した樹冠の水平投影面積。

地　　上：地面と一体となっている人工地盤を含む。

（ロ）日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を 10%以上とすること。

【解説】

(2) 次式で算出される日射反射面積率が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

日射反射面積率＝高反射性（低日射吸収率）舗装面積／敷地面積×100

高反射性（低日射吸収率）舗装面積とは、高反射性（低日射吸収率）舗装材により舗装された地表面面積とする。高反射性（低日射吸収率）舗装材は、JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K 5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「舗装材」に読み替える。）に基づく日射反射率が明度に関わらず 50%以上であることに適合すること。

（ハ）緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を 20%以上とすること。

【解説】

(3) 次式で算出される屋根緑化等面積率が 20%以上であること。

【1】戸建住宅及び共同住宅等の住棟の認定の場合

屋根緑化等面積率＝屋根緑化面積／屋根面積×100

【2】非住宅建築物の認定の場合

屋根緑化等面積率＝屋根緑化面積又は日射反射率の高い屋根材の採用面積の合計／屋根面積×100

【3】複合建築物の認定の場合

最上階が住宅の場合は【1】式にて、非住宅建築物の場合は【2】式にて算出

屋根緑化面積とは、屋根や屋上における緑化施設の水平投影面積の合計とし、屋根面積も同様に水平投影面積で算出する。緑化施設とは、(1)で示す緑化施設を指し、水平投影面積の算出方法もこれに準じること。

なお、建築物の認定の場合における日射反射率の高い屋根材としては、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

①J JIS K 5675 に適合する屋根用高日射反射率塗料又は同等の性能及び品質の塗料で被覆された屋根材。

②JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「防水シート」に読み替える。）に基づく近赤外域（780nm～2500nm）における日射反射率が 50%以上である JIS A 6008 に適合する合成高分子系ルーフィングシート又は同等の性能と品質を有するもの。該当する製品としては、例えば合成高分子ルーフィング工業会規格（KRK S-001 高反射率防水シート）に適合した製品等があげられる。

（二）緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を 10%以上とすること。

【解説】

(4)次式で算出される壁面緑化面積率が 10%以上であること。

緑化施設の採用面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

壁面緑化面積率＝壁面緑化の採用面積の合計／外壁面積×100

①垂直壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）に1.0（m）を乗じた値とする。ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については重複できないものとする。

②傾斜壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、水平投影面積とし、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）」に 1.0（m）を乗じた値と比較して面積の大きい値を採用

する。

なお、緑化に使用する植物として１年草は含まず、外壁面積には扉や窓等を含むこととする。

（ホ）（(イ)の割合、(ロ)の割合、(ハ）の割合の２分の１及び(4)の割合の合計を 10%以　上とすること。

【解説】

(5)（イ)で規定する緑化等面積率、(ロ)で規定する日射反射面積率、(ハ）で規定する屋根緑化等面積率の2分の1及び(二)で規定する壁面緑化面積率の合計が10%以上であること。

緑化等面積率　＋日射反射面積率

＋屋根緑化等面積率×１／２　＋壁面緑化面積率　≧　10%

へ　日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級３に該当すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。また、住宅の用途に供する部分を含まない複合建築物は対象外となる。

① 日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に規定する劣化対策等級３に適合すること。

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法第 87 号）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を取得している又は認定基準に適合していること。

ト　木造住宅又は木造建築物であること。

【解説】

半数以上の階の主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号の定義による。）が木造であること。

チ　高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。

【解説】

次のいずれかのセメントを構造耐力上主要な部分のいずれかに用いられていること。

① JIS R 5211:2009 に規定する高炉セメント。

② JIS R 5213:2009 に規定するフライアッシュセメント。

③ 高炉スラグ、フライアッシュを混和材として利用したセメント。ただし、混和材の質量割合が高炉スラグにあっては JIS R 5211:2009、フライアッシュにあっては JIS R 5213:2009 に規定する以上のものに限る。

リ　Ｖ２Ｈ充放電設備（建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリット自動車（以下第１において「電気自動車等」という。）に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備をいう。）が設けられていること。

【解説】

EV や PHEV に充放電を行うための設備が１台以上設置されていることが必要となる。

なお、ここではＶ２Ｈ（EV/PHEV への充電のみではなく、EV/PHEV に蓄えた電力を建築物側でも使用できる給電機能を有する方式。）のみではなく、EV/PHEV への充電のみに供する設備（専用充電設備にあっては、駐車スペース近傍に設けられたものに限る。）であっても良いこととしている。

第２　建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第 53 条第１項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

【解説】

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものとする。例えば、建築環境総合性能評価システム「CASBEE」に基づき環境効率 BEE のランクが A 以上、又はライフサイクル CO_2（温暖化影響チャート）のランクが☆☆☆以上を取得していることなどが目安として考えられるが、所管行政庁が認めるものであることが前提となるため、本項目を利用する際は事前に建設地の所管行政庁に確認を行う必要がある。

３章．認定申請書・設計内容説明書の記入例１（一戸建ての住宅用）

１．認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代　表　者　の　氏　名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】
□建築物全体
□複合建築物の非住宅部分
□複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「基準省令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。

２．この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

①一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅
②共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
③非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物
④複合建築物　基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物
⑤施行日以後認定申請建築物　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「令和４年改正

基準省令」という。）附則第２項に規定する施行日以後認定申請建築物

３．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

４．【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

（記入例）

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

令和○○年　　○○月　　○○日

○○県○○市長　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町○-○-○
申請者の氏名又は名称　住宅　太郎
代　表　者　の　氏　名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】
■建築物全体
□複合建築物の非住宅部分
□複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）＜略＞

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】 【イ．氏名のフリガナ】 【ロ．氏名】 【ハ．郵便番号】 【ニ．住所】 【ホ．電話番号】
【２．代理者】 【イ．氏名】 【ロ．勤務先】 【ハ．郵便番号】 【ニ．所在地】 【ホ．電話番号】
【３．設計者】 （代表となる設計者） 【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号 【ロ．氏名】 【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【へ．電話番号】 【ト．作成した設計図書】 （その他の設計者） 【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号 【ロ．氏名】 【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【へ．電話番号】 【ト．作成した設計図書】 【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号 【ロ．氏名】 【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【へ．電話番号】 【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号 【ロ．氏名】 【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【ヘ．電話番号】 【ト．作成した設計図書】
【４.確認の申請】 □申請済（　　） □未申請（　　）
【５．備考】

（注意）

１．この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

２．建築主が２者以上の場合は、【１．建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。

３．【１．建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第３条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

４．【２．代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。

５．【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物の低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

６．【４．確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

（記入例）

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】
【イ．氏名のフリガナ】　ジュウタク　タロウ
【ロ．氏名】　住宅　太郎
【ハ．郵便番号】　000-0000
【ニ．住所】　○○県○○市○○町○―○―○
【ホ．電話番号】　000-000-0000

【２．代理者】
【イ．氏名】　江戸　次郎
【ロ．勤務先】
【ハ．郵便番号】　000-0001
【ニ．所在地】　○○県○○市△△町△―△―△
【ホ．電話番号】　000-000-9999

【３．設計者】
（代表となる設計者）
【イ．資格】　（　1級　）建築士　（　建設大臣　）登録第　○○○○○号
【ロ．氏名】　江戸　次郎
【ハ．建築士事務所名】（　1級　）建築士事務所（　○○　）知事登録第○○○○○号
【ニ．郵便番号】　000-0001
【ホ．所在地】　○○県○○市△△町△―△―△
【ヘ．電話番号】　000-000-9999
【ト．作成した設計図書】設計図書一式

（その他の設計者）
【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

【ロ．氏名】 【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【ヘ．電話番号】 【ト．作成した設計図書】
【４．確認の申請】 ■申請済（　名称：○○評価機関　所在地：○○県○○市○○町　） □未申請（　　）
【５．備考】

（注意）

1．この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

2．建築主が２者以上の場合は、【１．建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。

3．【１．建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第３条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

4．【２．代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。

5．【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物の低炭素建築物新築等計算に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

6．【４．確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】	
【２．市街化区域等】	□市街化区域 □区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【３．敷地面積】	㎡
【４．建築面積】	㎡
【５．延べ面積】	㎡
【６．建築物の階数】	（地上）　　階　（地下）　　階
【７．建築物の用途】	□一戸建ての住宅　□共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物
【８．建築物の住戸の数】	戸
【９．工事種別】	□新築　□増築　□改築 □修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
【１０．構造】	造　一部　　造
【１１．建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による	
【１２．該当する地域区分】	地域

【１３．建築物の床面積】

		（　床面積　）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】		（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
	増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
	改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【１４．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ（2）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導基準ＢＥＩ　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イ（1）の基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）

（基準値　　W／（㎡・K）　）

冷房期の平均日射熱取得率

（基準値　　）

□基準省令第10条第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二．複合建築物】
□基準省令第10条第３号イの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第1号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第1号イ（2）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導基準ＢＥＩ　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
□基準省令第10条第３号ロの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令1条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令１条第１項第２号ロ（1）の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【１５．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【二．複合建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）

【１６．確認の特例】
法第５４条第２項の規定による申出の有無　　□有　　□無

【１７．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【１８．備考】

（注意）

１．【２．市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

２．【７．建築物の用途】及び【９．工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

３．【８．建築物の住戸の数】の欄は、【７．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

４．【12．該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。

５．【13．建築物の床面積】の欄は、【９．工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は【７．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

６．【13．建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第三条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分の床面積を除いた部分の面積をいいます。

７．【14．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【７．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2)「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第１に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(4)「基準省令第10条第２号イ（2）の基準」又は「基準省令第10条第２号ロ（2）の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第10条第２号ロ（2）の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分（基準省令第４条第３項第１号の共用部分をいう。）の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第10条第２号ロ（1）の基準」に記載してください。

(5)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ)年間熱負荷係数　屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。

ⅱ)ＢＰＩ　年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。「ＢＰＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅲ)ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下このⅲ）及びⅳ)において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「ＢＥＩ」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（ⅳ）において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「「E_{ST}＝｛（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×B＋E_M｝×10^{-3}」とあるのは、「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とします。「ＢＥＩ」を記載す

る場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅳ）ＢＥＩの基準値　基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ｖ）誘導ＢＥＩ　誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅵ）誘導ＢＥＩの基準値　誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6)施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

ⅰ）非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第 10 条第１号ロ(1)の基準」又は「基準省令第 10 条第１号ロ(2)の基準」に、令和４年改正基準省令附則第３項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

ⅱ）一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第 10 条第２号イ（1）の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第 10 条第２号ロ（1）の基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

８．【15．再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。

９．【16．確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。

１０．【17．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第 60 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第 52 条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の 20 分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の 20 分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

１１．この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（記入例）

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

1．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1．地名地番】	○○県○○市○○町○―○―○
【2．市街化区域等】	■市街化区域 □区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3．敷地面積】	165.00 ㎡
【4．建築面積】	70.67 ㎡
【5．延べ面積】	122.23 ㎡
【6．建築物の階数】	（地上） 2 階 （地下） 階
【7．建築物の用途】	■一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物
【8．建築物の住戸の数】	戸
【9．工事種別】	■新築 □増築 □改築 □修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置 □空気調和設備等の改修
【10．構造】	木 造 一部 造
【11．建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による	
【12．該当する地域区分】	6 地域

【13．建築物の床面積】

	（ 床面積 ）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】	（ 122.23 ㎡）	（ 122.23 ㎡）	（ 122.23 ㎡）
【ロ．増築】全体	（ ㎡）	（ ㎡）	（ ㎡）
増築部分	（ ㎡）	（ ㎡）	（ ㎡）
【ハ．改築】全体	（ ㎡）	（ ㎡）	（ ㎡）
改築部分	（ ㎡）	（ ㎡）	（ ㎡）

【１４．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ（2）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導基準ＢＥＩ　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

■基準省令第10条第２号イ（1）の基準

外皮平均熱貫流率　●●　W／（㎡・K）

（基準値　●●　W／（㎡・K）　）

冷房期の平均日射熱取得率　●●

（基準値　●●　）

□基準省令第10条第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）

■基準省令第10条第２号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　●●GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　●●GJ／年

誘導ＢＥＩ（　●●　　）

□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ．共同住宅等】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イ（1）の基準

□基準省令第10条第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二．複合建築物】

□基準省令第10条第３号イの基準

（非住宅部分）

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ（2）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導基準ＢＥＩ　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
□基準省令第10条第３号ロの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第２号ロ（1）の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【１５．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　太陽光発電設備　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　●●　GJ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　●●　GJ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【二．複合建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）

【１６．確認の特例】
法第５４条第２項の規定による申出の有無　□有　■無

【１７．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【１８．備考】

（注意）　＜略＞

（第四面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】
【２．住戸の存する階】　　階
【３．専用部分の床面積】　　㎡
【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準） □基準省令第 10 条第２号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K） （基準値　　W／（㎡・K）） 冷房期の平均日射熱取得率 （基準値　　） □基準省令第 10 条第２号イ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 （一次エネルギー消費量に関する事項） □基準省令第 10 条第２号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ/年 誘導ＢＥＩ（　　） □基準省令第 10 条第２号ロ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）　＜略＞

（第五面）

２．低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

３．低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

［工事の着手の予定年月日］	年	月	日
［工事の完了の予定年月日］	年	月	日

（注意）

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（記入例）

（第四面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】
【２．住戸の存する階】　　階
【３．専用部分の床面積】　　㎡
【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準） □基準省令第 10 条第２号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K） （基準値　　W／（㎡・K）） 冷房期の平均日射熱取得率 （基準値　　） □基準省令第 10 条第２号イ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 （一次エネルギー消費量に関する事項） □基準省令第 10 条第２号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ/年 誘導ＢＥＩ（　　） □基準省令第 10 条第２号ロ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）　＜略＞

（記入例）

（第五面）

２．低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

［建築主が所有者の場合］
建築に要する費用約3000万円

［建築主が所有者でない（事業者）の場合］
建築費約〇〇万円

３．低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

［工事の着手の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日
［工事の完了の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日

（注意）
この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．設計内容説明書（参考様式１）
一戸建ての住宅（住戸部分）用（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
０．基本事項	基本事項	地域の区分	□　１地域　□　２地域　□　３地域 □　４地域　□　５地域　□　６地域 □　７地域　□　８地域	□計算書 □	
		年間日射地域区分	（　　）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ □太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	□　一戸建ての住宅　□　共同住宅等		
		構造	□　木造住宅（□　軸組構法　□枠組工法　） □　鉄骨造住宅 □　鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □　その他（　　）		
１．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（　　）【W/m²K】	□計算書 □仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（　　）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（　　）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		居室等の面積・構成	□一次エネルギー計算結果による	□面積表 □平面図 □	
		通風の利用	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		蓄熱の利用	□一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	□一次エネルギー計算結果による		
		設備機器等の仕様	□一次エネルギー計算結果による	□機器表 □平面図	

	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること □太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 □低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	□機器表 □平面図 □計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		

	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

（記入例）

建築物の名称	□□□邸新築工事
建築物の所在地	○○県○○市○○町○－○－○
設計者氏名	低炭　素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
0．基本事項	基本事項	地域の区分	□　1地域　□　2地域　□　3地域 □　4地域　□　5地域　■　6地域 □　7地域　□　8地域	■計算書 □	
		年間日射地域区分	（　A3　）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ ■太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	■一戸建ての住宅　□　共同住宅等		
		構造	■　木造住宅（　■　軸組構法　□枠組工法　） □　鉄骨造住宅 □　鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □　その他（　　）		
1．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	■非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	■計算書 ■仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（　○○　）【W/m²K】	■計算書 ■仕上表 ■建具表 ■矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（　○○　）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（　○○　）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	■非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	■計算書 ■仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	■一次エネルギー計算結果による	■計算書 □	
		居室等の面積・構成	■一次エネルギー計算結果による	■面積表 □平面図 □	
		通風の利用	■一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		蓄熱の利用	■一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	■一次エネルギー計算結果による		
		設備機器等の仕様	■一次エネルギー計算結果による	■機器表 □平面図 □	

	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること ■太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 ■低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	■機器表 ■平面図 ■計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	■　節水便器の設置 ■　節水水洗の設置 ■　電気食器洗い機の設置	■機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		

	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

２．設計内容説明書（参考様式１）

一戸建ての住宅（住戸部分）用（増築・改築用）

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無　　□無

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
０．基本事項	基本事項	地域の区分	□　１地域　□　２地域　□　３地域 □　４地域　□　５地域　□　６地域 □　７地域　□　８地域	□計算書 □	
		年間日射地域区分	（　　）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ □太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	□　一戸建ての住宅　　□　共同住宅等		
		構造	□　木造住宅（　□　軸組構法　　□枠組工法　） □　鉄骨造住宅 □　鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □　その他（　　）		
１．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（　　）【W/m²K】	□計算書 □仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（　　）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（　　）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		居室等の面積・構成	□一次エネルギー計算結果による	□面積表 □平面図 □	
		通風の利用	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		蓄熱の利用	□一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	□一次エネルギー計算結果による		

		設備機器等の仕様	□一次エネルギー計算結果による	□機器表 □平面図 □	
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準 （第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること □太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 □低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	□機器表 □平面図 □計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		

		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

（記入例）

建築物の名称	□□□邸新築工事		
建築物の所在地	○○県○○市○○町○-○-○		
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無　■無

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
0．基本事項	基本事項	地域の区分	□ 1地域　□ 2地域　□ 3地域 □ 4地域　□ 5地域　■ 6地域 □ 7地域　□ 8地域	■計算書 □	
		年間日射地域区分	（ A3 ）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ ■太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	■一戸建ての住宅　□ 共同住宅等		
		構造	■ 木造住宅（ ■ 軸組構法　□枠組工法 ） □ 鉄骨造住宅 □ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □ その他（　　）		
1．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	■非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（ ○○ ）【W/m²K】	■計算書 ■仕上表 ■建具表 ■矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（ ○○ ）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（ ○○ ）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	■非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	■計算書 □ □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	■一次エネルギー計算結果による	■計算書 □	
		居室等の面積・構成	■一次エネルギー計算結果による	■面積表 ■平面図 □	
		通風の利用	■一次エネルギー計算結果による	■計算書 □	
		蓄熱の利用	■一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	■一次エネルギー計算結果による		

		設備機器等の仕様	■一次エネルギー計算結果による	■機器表 ■平面図 □	
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること ■太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 ■低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	■機器表 □平面図 ■計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	■仕様書 ■平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	■　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		

		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

４章．認定申請書・設計内容説明書の記入例２（共同住宅等用）

１．認定申請書（規則様式第五）

（記入例）

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

令和〇〇年　〇〇月　〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申請者の氏名又は名称 住宅 太郎
代　表　者　の　氏　名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】
■建築物全体
□複合建築物の非住宅部分
□複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　月　日	年　月　日	
第　号	第　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）＜略＞

（記入例）

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

1．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1．地名地番】	○○県○○市○○１－２－３　共同ハイツ
【2．市街化区域等】	■市街化区域 □区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3．敷地面積】	1092.42　㎡
【4．建築面積】	406.60　㎡
【5．延べ面積】	3508.73　㎡
【6．建築物の階数】	（地上）　10　階　（地下）　1　階
【7．建築物の用途】	□一戸建ての住宅　■共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物
【8．建築物の住戸の数】	45　戸
【9．工事種別】	■新築　□増築　□改築 □修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
【10．構造】	鉄筋コンクリート　造　一部　　造
【11．建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12．該当する地域区分】	6　地域

【１３．建築物の床面積】

	（　床面積　）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】	（ 3508.73 ㎡）	（ 3508.73 ㎡）	（ 3350.25 ㎡）
【ロ．増築】　全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】　全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【１４．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ（2）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導基準ＢＥＩ　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）
（基準値　　W／（㎡・K）　）
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第2号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第2号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
■基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
■基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　○○GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　○○GJ／年
誘導ＢＥＩ（　●●●　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
【二．複合建築物】
□基準省令第10条第３号イの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ（2）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導基準ＢＥＩ　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
□基準省令第10条第３号ロの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第２号ロ（1）の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【１５．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（ 太陽光発電設備 ）
【二．複合建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）

【１６．確認の特例】 法第５４条第２項の規定による申出の有無　　□有　　■無
【１７．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【１８．備考】

（注意）　＜略＞

（記入例）

（第四面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】　○○、○○、○○、○○
【２．住戸の存する階】　2～10　階
【３．専用部分の床面積】　83.20　㎡
【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ■基準省令第10条２号イの基準 外皮平均熱貫流率　●●　W／（㎡・K） （基準値　●●　W／（㎡・K）　） 冷房期の平均日射熱取得率　●● （基準値　●●　） □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　） □令和４年改正基準省令附則第第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) ■基準省令第10条２号ロの基準 誘導基準一次エネルギー消費量　●●　GJ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　●●　GJ／年 誘導ＢＥＩ（　●●　） □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　） □令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）＜略＞

（記入例）

（第五面）

２．低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築費約〇〇万円

３．低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

［工事の着手の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日
［工事の完了の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日

（注意）

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（別紙）　基準省令第10条第２号イ（2）の基準、基準省令第10条第２号ロ（2）の基準又は令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

１．住戸に係る事項

（1）外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する措置

1）屋根又は天井

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

2）壁

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

3）床

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

4）土間床等の外周部分の基礎壁

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

5）開口部

【断熱性能】熱貫流率（　W／（㎡・K））

【日射遮蔽性能】

□開口部の日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□付属部材

□ひさし、軒等

6）構造熱橋部

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】断熱補強の範囲（　mm）断熱補強の熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備（　　）

効率（　　）

【冷房】冷房設備（　　）

効率（　　）

【換気】換気設備（　　）

効率（　　）

【照明】照明設備（　　）

【給湯】給湯設備（　　）

効率（　　）

２．備考

（注意）

１．１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．１欄の（1）の 1）から 3）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

３．１欄の（1）の 1）から 4）までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

４．１欄の（1）の 3）及び 4）における（イ）及び（ロ）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

５．１欄の（1）の 5）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

６．１欄の（1）の 5）の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分（基準省令第１条第１項第２号イ（1）の地域の区分をいう。）のうち８の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5 度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

７．１欄の（1）の 6）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

８．１欄の（2）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。）、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

９．１欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、２欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

２．設計内容説明書（参考様式１）

共同住宅（共用部用）

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1.一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による		
		外皮仕様	・標準入力法入力シート様式 2-4 による		
		熱源入力	・標準入力法入力シート様式 2-5 による		
		二次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による		
	換気	換気対象室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による		
		給排気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による		
		換気代替空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による		
	照明	照明	・標準入力法入力シート様式 4 による		
	給湯	給湯対象室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式 6 による		
	太陽光	太陽光発電等	・標準入力法入力シート様式 7-1 による		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による		

２．設計内容説明書（参考様式１）

共同住宅（住戸部用）（新築）

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
０.基本事項	基本事項	地域の区分	□ １地域 □ ２地域 □ ３地域 □ ４地域 □ ５地域 □ ６地域 □ ７地域 □ ８地域	□計算書 □	
		年間日射地域区分	（ ）地域 注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ □太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅等		
		構造	□ 木造住宅（ □ 軸組構法 □枠組工法 ） □ 鉄骨造住宅 □ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □ その他（ ）		
１.躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A） （ ）【W/m²K】	□計算書 □仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}） （ ）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}） （ ）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2.一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □ □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		居室等の面積・構成	□一次エネルギー計算結果による	□面積表 □平面図 □	
		通風の利用	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		蓄熱の利用	□一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	□一次エネルギー計算結果による		

		設備機器等の仕様	□一次エネルギー計算結果による	□機器表 □平面図 □	
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準 （第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること □太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 □低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	□機器表 □平面図 □計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		

		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

（記入例）

住戸番号	205、305、405、505、605、705、805、905、1005
建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	○○県○○市○○　１－２－３
設計者氏名	低炭　素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
0．基本事項	基本事項	地域の区分	□ １地域　□ ２地域　□ ３地域 □ ４地域　■ ５地域　□ ６地域 □ ７地域　□ ８地域	■計算書 □	
		年間日射地域区分	（ A3 ）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ □太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	□ 一戸建ての住宅　■ 共同住宅等		
		構造	□ 木造住宅（ □ 軸組構法　□枠組工法 ） ■ 鉄骨造住宅 □ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □ その他（　　）		
1．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	■非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	■計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（ ○○ ）【W/m²K】	■計算書 ■仕上表 ■建具表 ■矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（ ○○ ）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（ ○○ ）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	■非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	■計算書 □ □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	■一次エネルギー計算結果による	■計算書 □	
		居室等の面積・構成	■一次エネルギー計算結果による	■面積表 ■平面図 □	
		通風の利用	■一次エネルギー計算結果による	■計算書 □	
		蓄熱の利用	■一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	■一次エネルギー計算結果による		
		設備機器等の仕様	■一次エネルギー計算結果による	■機器表 □平面図 □	

	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること ■太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 □低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	■機器表 □平面図 □計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	■　節水便器の設置 ■　節水水洗の設置 ■　電気食器洗い機の設置	■機器表 ■平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		

	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

２．設計内容説明書（参考様式１）

共同住宅用（増築・改築用）

住戸番号			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無　　□無

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄　※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
0.基本事項	基本事項	地域の区分	□　1地域　□　2地域　□　3地域 □　4地域　□　5地域　□　6地域 □　7地域　□　8地域	□計算書 □	
		年間日射地域区分	（　　）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ □太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	□　一戸建ての住宅　　□　共同住宅等		
		構造	□　木造住宅（　□　軸組構法　　□枠組工法　） □　鉄骨造住宅 □　鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □　その他（　　）		
1.躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（　　）【W/m²K】	□計算書 □仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（　　）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（　　）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□外皮の熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2.一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 □誘導仕様基準	□計算書 □ □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		居室等の面積・構成	□一次エネルギー計算結果による	□面積表 □平面図 □	
		通風の利用	□一次エネルギー計算結果による □	□計算書 □	
		蓄熱の利用	□一次エネルギー計算結果による □		

		床下空間の利用	□一次エネルギー計算結果による □		
		設備機器の仕様	□一次エネルギー計算結果による	□機器表 □平面図 □	
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　　） ・暖房機器の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　　） ・冷房機器の仕様等 （　　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　□有　□無 ・換気設備の仕様等 （　　）	□機器表 □平面図 □	
		照明設備	□　全ての照明設備が LED 又は同等以上	□平面図 □	
		給湯設備	□　給湯熱源機の種類等（　　） ・所定の省エネ対策の実施 □　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 □　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 □　高断熱浴槽の採用	□機器表 □平面図 □	
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること □太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 □低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	□機器表 □平面図 □計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		

		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

（記入例）

住戸番号	205、305、405、505、605、705、805、905、1005		
建築物の名称	共同ハイツ		
建築物の所在地	○○県○○市○○　１－２－３		
建築士氏名	低炭　素子	建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無　■無

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
0．基本事項	基本事項	地域の区分	□ １地域　□ ２地域　□ ３地域 □ ４地域　■ ５地域　□ ６地域 □ ７地域　□ ８地域	□計算書 □	
		年間日射地域区分	（ A3 ）地域　注）下記設備のいずれかを設置した場合のみ □太陽光発電を採用 □太陽給湯設備を採用		
		建て方	□ 一戸建ての住宅　■ 共同住宅等		
		構造	□ 木造住宅（ □ 軸組構法　□枠組工法 ） ■ 鉄骨造住宅 □ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 □ その他（　　）		
1．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 ■誘導仕様基準	□計算書 ■仕上表 □	
	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率（U_A）　（　　）【W/m²K】	□計算書 ■仕上表 ■建具表 ■矩計図 □	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）　（　　）【-】 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}）　（　　）【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	■外皮の熱貫流率の基準に適合 ■断熱材の熱抵抗の基準に適合 □構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	□緩和措置あり □外気に接する床（5%緩和） □窓の断熱（2%緩和）□窓の日射（4%緩和）		
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	□非住宅・住宅計算法 ■誘導仕様基準	□計算書 □ □	
	住宅・非住宅計算法	外皮計算法	□一次エネルギー計算結果による	□計算書 □	
		居室等の面積・構成	□一次エネルギー計算結果による	□面積表 □平面図 □	
		通風の利用	□一次エネルギー計算結果による □	□計算書 □	
		蓄熱の利用	□一次エネルギー計算結果による □		

		床下空間の利用	□一次エネルギー計算結果による □		
		設備機器の仕様	□一次エネルギー計算結果による	□機器表 □平面図 □	
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式（　居室のみ　） ・暖房機器の仕様等 （　ルームエアコンコンディショナー・区分い　）	■機器表 ■平面図 □	
		冷房設備	・冷房方式（　居室のみ　） ・冷房機器の仕様等 （　ルームエアコンコンディショナー・区分い　）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無　■有　□無 ・換気設備の仕様等 （ダクト式第一種換気設備・ダクト径 75 ㎜・DC モーター）	■機器表 □平面図 □	
		照明設備	■　全ての照明設備が LED 又は同等以上	■平面図 □	
		給湯設備	■　給湯熱源機の種類等（ガス潜熱回収型給湯機） ・所定の省エネ対策の実施 ■　ヘッダー方式　分岐後配管径 13A 以下 ■　浴室シャワーの節湯水栓等の使用 ■　高断熱浴槽の採用	■機器表 □平面図 □	
3.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること ■太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □河川水熱等を利用する設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 □低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	■機器表 □平面図 □計算書 □	
	第１の２（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	■　節水便器の設置 ■　節水水洗の設置 ■　電気食器洗い機の設置	■機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＨＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	□　再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化軽減	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅・建築物	□　木造住宅		

		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

５章．認定申請書・設計内容説明書の記入例３（非住宅用）

１．認定申請書（規則様式第五）

（記入例）

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

令和〇〇年　〇〇月　〇〇日

〇〇県〇〇市長　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申請者の氏名又は名称 住宅 太郎
代　表　者　の　氏　名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】
■建築物全体
□複合建築物の非住宅部分
□複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　月　日	年　月　日	
第　号	第　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）＜略＞

（記入例）

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

1．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1．地名地番】	○○県○○市○○１－２－３　○○ビル
【2．市街化区域等】	■市街化区域 □区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3．敷地面積】	1650.42　㎡
【4．建築面積】	1206.60　㎡
【5．延べ面積】	9508.73　㎡
【6．建築物の階数】	（地上）　9　階　（地下）　1　階
【7．建築物の用途】	□一戸建ての住宅　□共同住宅等 ■非住宅建築物 □複合建築物
【8．建築物の住戸の数】	戸
【9．工事種別】	■新築　□増築　□改築 □修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
【10．構造】	鉄筋コンクリート　造　一部　造
【11．建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による	
【12．該当する地域区分】	6　地域

【13．建築物の床面積】

		（床面積）（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】		（9508.73 ㎡）	（9508.73 ㎡）	（　㎡）
【ロ．増築】	全体	（　㎡）	（　㎡）	（　㎡）
	増築部分	（　㎡）	（　㎡）	（　㎡）
【ハ．改築】	全体	（　㎡）	（　㎡）	（　㎡）
	改築部分	（　㎡）	（　㎡）	（　㎡）

【１４．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

■基準省令第10条第１号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　●●　MJ／（㎡・年）

（基準値　●●　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　●●　）

□基準省令第10条第１号イ（2）の基準

年間熱負荷係数　MJ／（㎡・年）

（基準値　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

■基準省令第10条第１号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　●●　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　●●　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　●●　）

（誘導ＢＥＩの基準値　●●　）

□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準

誘導ＢＥＩ（　）

（誘導ＢＥＩの基準値　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　）

（誘導基準ＢＥＩ　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イ（1）の基準

外皮平均熱貫流率　W／（㎡・K）

（基準値　W／（㎡・K）　）

冷房期の平均日射熱取得率

（基準値　）

□基準省令第10条第２号イ（2）の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二．複合建築物】
□基準省令第10条第３号イの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ（2）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第１号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第１号ロ（2）の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導基準ＢＥＩ　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第2号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第2号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
□基準省令第10条第３号ロの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ（1）の基準
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第２号ロ（1）の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【１５．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（ 風力発電設備 ）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【二．複合建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）

【１６．確認の特例】
法第５４条第２項の規定による申出の有無　□有　■無

【１７．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【１８．備考】

（注意）　＜略＞

（記入例）

（第五面）

２．低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築に要する費用約〇〇万円

３．低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

［工事の着手の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日
［工事の完了の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日

（注意）

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．設計内容説明書（参考様式１）
非住宅用（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
０．基本事項	計算方法	用いた計算法	□ 標準入力法 □ モデル建物法	□入力シート □建築概要書 □平面図 □断面図 □	
	基本事項	地域の区分	□ １地域 □ ２地域 □ ３地域 □ ４地域 □ ５地域 □ ６地域 □ ７地域 □ ８地域		
		階数	・地上（ ）階、地下（ ）階		
		敷地面積	（ ）【㎡】		
		延べ面積	（ ）【㎡】		
		年間日射地域区分	（ ）地域 注）太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱（ ）、温熱（ ）		
１．標準入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式１による	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による		
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による		
		外皮	・標準入力法入力シート様式 2-4 による		
		熱源	・標準入力法入力シート様式 2-5 による		
		2 次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による		
	換気設備	換気室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による		
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による		
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による		
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式 4 による		
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式 6 による		
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式 7-1 による		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による		
	PAL＊	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式 8 による		
２．モデル建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式 A による	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
		計算対象部分面積			
		空調対象床面積			
		外周長			
		非空調コア部			
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式 B1 による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式 B2 による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式 B3 による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式 C1 による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式 C2 による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式 C3 による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式 C4 による		
	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式 D による		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式 E による		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式 F による		

	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式Ｇによる		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式Ｈによる		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・モデル建物法入力シート様式Ｉによる		
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	□太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用	□機器表 □平面図 □	
	第１の１（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＢＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		木造住宅・建築物	□　木造建築物 □		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

（記入例）

建築物の名称	○○ビル
建築物の所在地	○○県○○市○○１－２－３
設計者氏名	低炭　素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
0．基本事項	計算方法	用いた計算法	□ 標準入力法　■ モデル建物法	■入力シート ■建築概要書 □平面図 □断面図 □	
	基本事項	地域の区分	□ 1地域　□ 2地域　□ 3地域 □ 4地域　□ 5地域　■ 6地域 □ 7地域　□ 8地域		
		階数	・地上（ 9 ）階、地下（ 1 ）階		
		敷地面積	（ 1650.42 ）【㎡】		
		延べ面積	（ 9508.73 ）【㎡】		
		年間日射地域区分	（ A3 ）地域 注）太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱（　　）、温熱（　　）		
1．標準入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式1による	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式2-1による		
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式2-2による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式2-3による		
		外皮	・標準入力法入力シート様式2-4による		
		熱源	・標準入力法入力シート様式2-5による		
		2次ポンプ	・標準入力法入力シート様式2-6による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式2-7による		
	換気設備	換気室	・標準入力法入力シート様式3-1による		
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式3-2による		
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式3-3による		
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式4による		
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式5-1による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式5-2による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式6による		
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式7-1による		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・標準入力法入力シート様式7-3による		
	PAL＊	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式8による		
2．モデル建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式Aによる	■機器表 ■系統図 □平面図 □ □	
		計算対象部分面積			
		空調対象床面積			
		外周長			
		非空調コア部			
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式B1による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式B2による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式B3による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式C1による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式C2による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式C3による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式C4による		
	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式Dによる		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式Eによる		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式Fによる		
	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式Gによる		

	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式Ｈによる		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・モデル建物法入力シート様式Ｉによる		
３．その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	■太陽光発電設備 ■風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用	■機器表 □平面図 □	
	第１の１（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 ■平面図 ■立面図	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＢＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 ■　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 ■　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１／２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		木造住宅・建築物	□　木造建築物 □		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

２．設計内容説明書（参考様式１）

非住宅用（増築・改築等）

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認※	建築基準法の規定違反の有無　　□無

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
０．基本事項	計算方法	用いた計算法	□　標準入力法　　□　モデル建物法	□入力シート □建築概要書 □平面図 □断面図 □	
	基本事項	地域の区分	□　１地域　□　２地域　□　３地域 □　４地域　□　５地域　□　６地域 □　７地域　□　８地域		
		階数	・地上（　　）階、地下（　　）階		
		敷地面積	（　　）【㎡】		
		延べ面積	（　　）【㎡】		
		年間日射地域区分	（　　）地域 注）太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱（　　）、温熱（　　）		
１．標準入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式１による	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による		
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による		
		外皮	・標準入力法入力シート様式 2-4 による		
		熱源	・標準入力法入力シート様式 2-5 による		
		2 次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による		
	換気設備	換気室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による		
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による		
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による		
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式４による		
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式６による		
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式 7-1 による		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による		
	PAL＊	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式８による		
２．モデル建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式 A による	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
		計算対象部分面積			
		空調対象床面積			
		外周長			
		非空調コア部			
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式 B1 による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式 B2 による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式 B3 による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式 C1 による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式 C2 による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式 C3 による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式 C4 による		

	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式Ｄによる		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式Ｅによる		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式Ｆによる		
	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式Ｇによる		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式Ｈによる		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・モデル建物法入力シート様式Ｉによる		
３.その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	□太陽光発電設備 □風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用	□機器表 □平面図 □	
	第１の１（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	□機器表 □平面図 □	
		雨水等の利用	□　雨水利用 □　井戸水利用 □　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＢＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		木造住宅・建築物	□　木造建築物 □		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

（記入例）

建築物の名称	○○ビル		
建築物の所在地	○○県○○市○○１－２－３		
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認※	建築基準法の規定違反の有無　■無

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※ 項目	設計内容	記載図書	設計内容確認欄
0．基本事項	計算方法	用いた計算法	■ 標準入力法　□ モデル建物法	■入力シート ■建築概要書 □平面図 □断面図 □	
	基本事項	地域の区分	□ 1地域　□ 2地域　□ 3地域 □ 4地域　□ 5地域　■ 6地域 □ 7地域　□ 8地域		
		階数	・地上（ 9 ）階、地下（ 1 ）階		
		敷地面積	（ 1650.42 ）【㎡】		
		延べ面積	（ 9508.73 ）【㎡】		
		年間日射地域区分	（ A3 ）地域 注）太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱（　　）、温熱（　　）		
1．標準入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式1による	■機器表 ■系統図 □平面図 □ □	
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式2-1による		
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式2-2による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式2-3による		
		外皮	・標準入力法入力シート様式2-4による		
		熱源	・標準入力法入力シート様式2-5による		
		2次ポンプ	・標準入力法入力シート様式2-6による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式2-7による		
	換気設備	換気室	・標準入力法入力シート様式3-1による		
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式3-2による		
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式3-3による		
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式4による		
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式5-1による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式5-2による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式6による		
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式7-1による		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・標準入力法入力シート様式7-3による		
	PAL＊	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式8による		
2．モデル建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式Aによる	□機器表 □系統図 □平面図 □ □	
		計算対象部分面積			
		空調対象床面積			
		外周長			
		非空調コア部			
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式B1による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式B2による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式B3による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式C1による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式C2による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式C3による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式C4による		
	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式Dによる		

	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式Ｅによる		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式Ｆによる		
	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式Ｇによる		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式Ｈによる		
	コジェネ	ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ設備	・モデル建物法入力シート様式Ｉによる		
３．その他基準（第１又は第２のいずれかに適合）	第１の１	再生可能エネルギー利用設備の設置	□太陽光発電設備 ■風力・水力・バイオマス等の発電設備 □太陽光・地中熱利用設備 □薪・ペレットストーブ等の熱利用	■機器表 ■平面図 □	
	第１の１（右記項目のうち１項目以上適合）	節水措置	□　節水便器の設置 □　節水水洗の設置 □　電気食器洗い機の設置	■機器表 ■平面図 □	
		雨水等の利用	■　雨水利用 □　井戸水利用 ■　雑排水利用		
		一次エネ削減	□　ＢＥＭＳの採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　緑地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
		ヒートアイランド対策	敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		木造住宅・建築物	□　木造建築物 □		
		高炉セメント等の利用	□　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント □　高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	□　電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第２	所管行政庁の認めるもの	□　（　　）	□	

６章．認定申請書・設計内容説明書の記入例４（住宅部分を含む複合建築物用）

１．認定申請書（規則様式第五）

（記入例）

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

令和○○年　○○月　○○日

○○県○○市長　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町○
-○-○
申請者の氏名又は名称
代　表　者　の　氏　名　　住宅 太郎

都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】
□建築物全体
□複合建築物の非住宅部分
■複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）＜略＞

（記入例）

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

1．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1．地名地番】	○○県○○市○○１－２－３　共同ハイツ
【2．市街化区域等】	■市街化区域 □区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3．敷地面積】	1092.42　㎡
【4．建築面積】	406.60　㎡
【5．延べ面積】	3508.73　㎡
【6．建築物の階数】	（地上）　10　階　（地下）　1　階
【7．建築物の用途】	□一戸建ての住宅　□共同住宅等 □非住宅建築物 ■複合建築物
【8．建築物の住戸の数】	35 戸
【9．工事種別】	■新築　□増築　□改築 □修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
【10．構造】	鉄筋コンクリート　造　一部　　造
【11．建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による	
【12．該当する地域区分】	6　地域

【１３．建築物の床面積】

	（　床面積　）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】	（ 3508.73 ㎡）	（ 3508.73 ㎡）	（ 3050.5 ㎡）
【ロ．増築】全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【１４．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第1号イ（1）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第1号イ（2）の基準

年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）

（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第1号ロ（1）の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第1号ロ（2）の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導基準ＢＥＩ　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イ（1）の基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）

（基準値　　W／（㎡・K）　）
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□基準省令第10条第２号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第2号イ（1）の基準
□基準省令第10条第2号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第2号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第2号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二．複合建築物】
□基準省令第10条第3号イの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第1号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）

ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第1号イ（2）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第1号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第1号ロ（2）の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導基準ＢＥＩ　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
■基準省令第10条第2号イ（1）の基準
□基準省令第10条第2号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
■基準省令第10条第2号ロ（1）の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　●●　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　●●　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　●●　）
□基準省令第10条第2号ロ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
□基準省令第10条第3号ロの基準

（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第1号イ（1）の基準
年間熱負荷係数　　MJ／（㎡・年）
（基準値　　MJ／（㎡・年）　）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第2号イ（1）の基準
□基準省令第10条第2号イ（2）の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令1条第１項第2号ロ（1）の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【１５．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　　GJ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　　GJ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【二．複合建築物】

再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【１６．確認の特例】 法第５４条第２項の規定による申出の有無　□有　■無
【１７．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【１８．備考】

（注意）　＜略＞

（記入例）

（第四面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】　○○○、○○○、○○○、○○○、○○○
【２．住戸の存する階】　2～10　階
【３．専用部分の床面積】　58.12　㎡
【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） ■基準省令第10条２号イ（1）の基準 外皮平均熱貫流率　●●W／（㎡・K） （基準値　●●W／（㎡・K）　） 冷房期の平均日射熱取得率　●● （基準値　●●　） □基準省令第10条２号イ（2）の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　） □改正省令附則第第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 （一次エネルギー消費量に関する事項） ■基準省令第10条２号ロ（1）の基準 誘導基準一次エネルギー消費量　●●　GJ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　●●　GJ／年 誘導ＢＥＩ（　） □基準省令第10条２号ロ（2）の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　） □改正省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）＜略＞

（記入例）

（第五面）

２．低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築費約〇〇万円

３．低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

［工事の着手の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日
［工事の完了の予定年月日］	令和〇〇年〇〇月〇〇日

（注意）

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．設計内容説明書（参考様式１）

２章、３章、４章の各記入例を参照。

７章．変更認定申請書・その他の書類の記入例

１．変更認定申請書（規則様式第七）

様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年月日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代理者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定により。低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。　この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第　　号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年　月　日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

□建築物全体

□複合建築物の非住宅部分

□複合建築物の住宅部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２．３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。

３．４欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複

合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

（記入例）

様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県　〇〇市長　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地　〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申請者の氏名又は名称　住宅 太郎
代理者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定により。低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。　この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第　　〇〇〇〇　号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

令和〇〇年　〇〇月　〇〇日

3. 認定に係る建築物の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 申請の対象とする範囲

■建築物全体

□複合建築物の非住宅部分

□複合建築物の住宅部分

5. 変更の概要

設置設備の変更

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）＜略＞

２．その他の書類

①計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式５）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３．認定に係る建築物の位置

４．認定建築主の氏名又は名称

５．計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（　級）建築士（　　）登録第　　号
住所
氏名　　印

（　級）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（記入例）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

令和○○年　　○○月　　○○日

○○県○○市長　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町
申請者の氏名又は名称　住宅 太郎

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　○○○○　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日
令和○○年　○○月　○○日

３．認定に係る建築物の位置
○○県○○市○○町○－○－○

４．認定建築主の氏名又は名称
住宅 太郎

５．計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（○級）建築士（○）登録第　○○○○○号
住所　○○県○○市○○　○－○－○
氏名　○○　○○

（○級）建築士事務所（○○）知事登録第　○○○○号
名称　○○県○○市○○　○－○－○
所在地　○○○○○○建築設計事務所

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　号	第　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

○計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

（建設工事の受注者による書類を添付する場合）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３．認定に係る建築物の位置

４．認定建築主の氏名

５．当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

○計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

（建設工事の受注者による書類）

（日本産業規格Ａ列４番）

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年　　月　　日

発注者　　殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名　　㊞

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

１．建築物の所在地

２．発注者の氏名

３．建築工事の完了の日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

○計画に基づく住宅の建築を取りやめる旨の申出書（参考様式３）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３．認定に係る建築物の位置

４．認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２．認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

（記入例）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

令和○○年　　○○月　　○○日

○○県○○市長　　殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町○-○-○
認定建築主の氏名又は名称　住宅　太郎

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　○○○○　号
２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日
令和○○年　　○○月　　○○日
３．認定に係る建築物の位置
○○県○○市○○町○-○-○
４．認定建築主の氏名
住宅　太郎

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）
１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
２．認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

＜参　考＞

○低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の様式

別記様式１号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書

年　月　日

（登録住宅性能評価機関　宛）

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】
□法第 54 条第 1 項 第 1 号関係
□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
□一次エネルギー消費量に関する基準
□その他の基準
□法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)
□法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)
【建築物の位置】
【建築物の名称】
【市街化区域等】　□市街化区域
□区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【建築物の用途】　□一戸建ての住宅　□非住宅建築物　□共同住宅等　□複合建築物
【建築物の工事種別】　□新築　□増築　□改築　□修繕又は模様替
□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
【申請の対象とする範囲】　□建築物全体
□複合建築物の非住宅部分　□複合建築物の住宅部分
【認定申請先の所管行政庁名】
【認定申請予定日】

※受付欄	※料金欄
年　月　日	
第　　号	
依頼受理者氏名	

＜登録住宅性能評価機関からのお願い＞
省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省等に提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

(注意)
1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存じない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
4. 申請者の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください。

○認定低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証の様式

別記様式２号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適 合 証

依頼者の氏名又は名称 殿

〔　　機関名　　〕

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等　□市街化区域
　　□区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途　□一戸建ての住宅　□非住宅建築物　□共同住宅等　□複合建築物
5. 建築物の工事種別　□新築　□増築　□改築　□修繕又は模様替
　　□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲　□建築物全体
　　□複合建築物の非住宅部分　□複合建築物の住宅部分
7. 認定申請先の所管行政庁
8. 適合することを確認した認定基準
　　□法第 54 条第 1 項 1 号関係
　　□外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準
　　□一次エネルギー消費量に関する基準
　　□その他の基準
　　□法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)
　　□法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年　月　日
認 定 申 請　定 日	年　月　日
適 合 交 付 年 月 日	年　月　日
適 合 証 付 番 号	○○○－○－○○－○○○○－○－○－○○○○○
審 査 員 氏 名	

○認定低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(変更)の様式

別記様式 4 号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適　合　証(変 更)

依頼者の氏名又は名称 殿

〔　　機関名　　〕

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等　□市街化区域
　　□区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途　□一戸建ての住宅　□非住宅建築物　□共同住宅等　□複合建築物
5. 建築物の工事種別　□新築　□増築　□改築　□修繕又は模様替
　　□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲　□建築物全体　□複合建築物の非住宅部分
　　□複合建築物の非住宅部分　□複合建築物の住宅部分
7. 認定申請先の所管行政庁
8. 適合することを確認した認定基準
　　□法第 54 条第 1 項 1 号関係
　　□外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準
　　□一次エネルギー消費量に関する基準
　　□その他の基準
　　□法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)
　　□法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年　月　日
認 定 申 請　定 日	年　月　日
適 合 交 付 年 月 日	年　月　日
適 合 証 付 番 号	○○○－○－○○－○○○○－○－○－○○○○○
審 査 員 氏 名	

○低炭素建築物新築等計画認定通知書の様式

様式第六（第四十三条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認　定　番　号　　第　　号
認 定 年 月 日　　年　　月　　日

（※）確　認　番　号　　第　　号
確 認 年 月 日　　年　　月　　日
建築主事　又は
建築副主事の職氏名

殿

所 管 行 政 庁

都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第１項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第 54 条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

１．申請年月日

２．申請者の住所

３．認定に係る建築物の位置

（※）は法第 54 条第４項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

○認定しない旨の通知（参考様式２）

（日本産業規格Ａ列４番）

不認定通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

所管行政庁

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

１．　申請年月日　　年　　月　　日
２．　申請者の住所
３．　申請に係る建築物の位置
４．　理由

○認定の取消しの通知（参考様式４）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

所管行政庁

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第５８条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

（※）確認番号　第　　号
確認年月日　　年　　月　　日
建築主事　又は
建築副主事の職氏名

１．　認定計画実施者の氏名又は名称
２．　認定計画実施者の住所
３．　認定に係る住宅の位置
４．　認定に係る住宅の構造
５．　理由

（※）は法第５４条第４項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

○名義変更の届出書 様式（参考様式６）

低炭素建築物の名義変更届出書

年　　月　　日

（宛先）○○市長

譲渡人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲渡人の氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲受人の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物の名義を変更したので，松山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第１１条の規定により届け出ます。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定番号
　第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定年月日
　　年　　月　　日

３　低炭素建築物の位置

（以下の欄には記入しないでください。）

受　付　欄	決　裁　欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１　届出者が法人である場合は，代表者の氏名を併せて記載してください。
２　この届出時には，都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４３条第２項（同規則第４６条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する認定の通知書の写し及び低炭素建築物の譲渡を証する書類を添付してください。

低炭素建築物 認定申請書作成の手引き

平成 24 年 12 月 4 日　　第 1 版発行
平成 25 年 5 月 1 日　　第 2 版発行
平成 27 年 4 月 16 日　　第 3 版発行
平成 30 年 4 月 1 日　　第 4 版発行
令和 4 年 11 月 7 日　　第 5 版発行
令和 5 年 10 月 1 日　　第 6 版発行
令和 6 年 4 月 1 日　　第 7 版発行
令和 7 年 4 月 1 日　　第 8 版発行
令和 7 年 6 月 13 日　　第 9 版発行

編集協力　国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
発行　一般社団法人　住宅性能評価・表示協会